

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	1-9
法令名	河川法	根拠条項	第34条第1項	
許認可等	権利の譲渡の承認			
(根拠規定)				
<p>第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。</p> <p>第87条 一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域又は河川予定立体区域の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可若しくは登録を要する行為を行つている者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可又は登録を受けたものとみなす。第25条、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は工作物を設置している者についても、同様とする。</p> <p>第95条 国が行う事業についての第20条、第23条、第23条の2、第24条から第27条まで、第30条第2項、第34条第1項、第47条第1項、第53条の2第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす</p>				
(許認可等の基準)				
<p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について (平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>① 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法 (昭和39年法律第167号) の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(11) 第34条第1項 (権利譲渡の承認) の審査基準について</p> <p>第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であつて、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。</p> <p>① 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>② 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>② 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について (平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50</p>				

号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(8) 第 34 条第 1 項（権利譲渡の承認）関係

局長通達五 1 (11)の審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第 23 条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占有の権利を上水道のための流水の占有の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。

一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。

また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができると認められる者である場合に承認することができるものであること。